

平成 21 年 6 月 9 日

内閣総理大臣

麻生 太郎 殿

民主党代表 鳩山 由紀夫
民主党『次の内閣』ネクスト 厚生労働大臣 藤村 修
民主党原爆症認定制度見直し作業チーム座長 高木 義明

原爆症認定問題に関する申し入れ

謹啓、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて東京高裁は5月28日、被爆者が国の原爆症認定却下処分の取消しを求めている裁判で、原告勝訴の判決を下しました。

判決では、被爆者援護法の趣旨である被爆者援護の観点から、肝硬変や甲状腺機能低下症、有痛性癒痕等、幅広い疾病が原爆症と認められました。

一連の集団訴訟では被爆者側勝訴の判決が全国の地・高裁で相次ぎ、国は18回続けて敗訴したことになります。

一連の判決がこれまで国の認定行政の誤りを指摘し続けてきたのにも関わらず、国は一向に改めようとはせず、小手先の見直しに終始しており、抜本的な見直しには消極的な姿勢を続けてきたことは遺憾です。

全国の被爆者の平均年齢は75歳を超え、306人の原告のうち68人が逝去されており、一刻も早い救済が求められています。

河村官房長官も、「東京高裁判決が一括解決のタイムリミット」と強調してられました。また与党PTも(1) 勝訴原告をただちに全員認定すること、(2) 未判決あるいは敗訴原告についても、被爆者救済の立場で対応して一括解決を図ること、を求めていることはご案内のとおりです。

これらの観点から、民主党は以下のように要請いたします。

記

1. 東京高裁判決について上告しないこと。
2. 勝訴原告をただちに原爆症と認定し、未判決あるいは敗訴の原告についても被爆者救済の立場で対応するなど、すべての原爆症認定訴訟について全面解決を図ること。
3. 被爆者全員救済の理念で、原爆症認定制度を全面的に改めること。

以上